

うるま市議会

(キッズノート)

作成日：令和3年5月6日
編集：議会広報特別委員会

うるま市議会ってなに？

私たちの『うるま市』を住みやすいまちにするためには、みんなで考えなければなりません。しかし、うるま市には約12万5千人もの人が住んでいて、みんなが集まって話し合うのはとても大変です。

そこで、私たちの中から代表者を選んで、かわりに話し合いをしてもらいます。その代表者が市議会議員で、選ばれた議員の集まりが市議会です。

うるま市議会議員って何人いるの？



HPから議員名簿
が見れるよ
←

現在、うるま市議会議員の定数は30名です。市議会議員は18歳以上のうるま市民の選挙によって選ばれ、その任期は4年です。うるま市議会議員の選挙権がある25歳以上の者が立候補できます。

選挙…立候補した人の中から代表者にふさわしい人を選ぶこと。
任期…選挙で選ばれてから、議員としてお仕事ができる期間。
立候補…自分が代表者（議員や市長など）になりたいと、名乗りをあげること。

しぎかい しちょう 市議会と市長

●市長

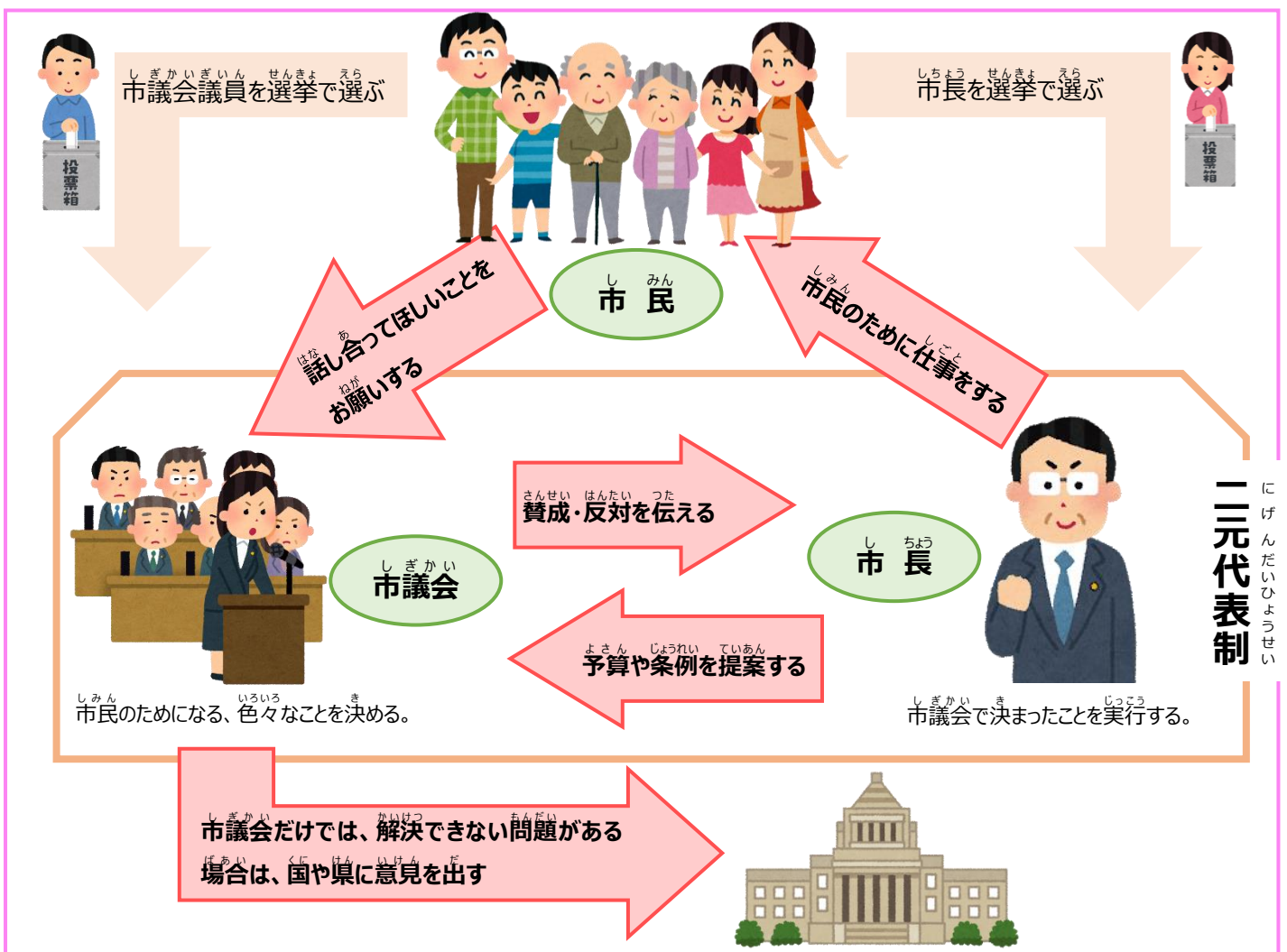
しちょう なか えら だいひょうしゃ
市長もみんなの中から選ばれた代表者です。

しみん あんしん く けいかく た かね つか
市民のみんなが安心して暮らしていけるように、計画を立てたり、お金の使い
かた よさん し き じょうれい かんが しぎかい ていあん
方(予算)や市の決まり(条例)などを考えて市議会に提案します。

しぎかい さんせい よさん じょうれい もと しやくしょ しごと おこな
市議会で賛成された予算や条例などに基づいて市役所は仕事を行います。

●市議会

しぎかい しちょう ていあん ないよう はな あ き
市議会では、市長などが提案した内容を、話し合っでそれによいのかどうかを決め
ます。市議会は市役所がちゃんと仕事をしているかチェックしています。市議会と市長
たいとう たちば しみん ちよくせつせんきょ えら にげんだいひょうせい
は対等な立場にあり、市民が直接選挙で選ぶため『二元代表制』といいます！



しぎかい しごと 市議会のお仕事

ぎ 議	けつ 決	し きき じょうれい ひつよう かね よさん き 市の決まり(条例)や必要なお金(予算)を決めます。
ぎあん ていあん 議案の提案		じょうれい し ひつよう ぎあん ていあん しちょう ぎいん 条例など市に必要なこと(議案)を提案するのは市長だけでなく、議員も すうにん あつ ていあん 数人で集まって提案することができます。
にん 認	てい 定	けいかく かね よさん ただ つか かくにん 計画どおりにお金(予算)が正しく使われたか確認します。
せん 選	きよ 挙	ぎちょう ふくぎちょう せんきよかんりいん せんきよ 議長、副議長のほか、選挙管理委員などを選挙します。
どう 同	い 意	し じゅうよう ち い ひと しちょう せんにん にんめい しぎかい 市の重要な地位につく人を市長が選任または任命するときには市議会の どうい ひつよう 同意が必要です。
ちょうさ けんさ 調査・検査		しやくしょ しごと ただ おこ 市役所の仕事が正しく行われているかチェックしています。
い けん しょ 意見書		し りえき しぎかい いけん くに けん ていしゆつ 市の利益のために市議会としての意見を国や県に提出します。
せいがん ちんじょう 請願・陳情		しやくしょ しごと いけん ようぼう せいがんしょ ちんじょうしょ ていしゆつ 市役所の仕事について意見や要望があれば、請願書や陳情書を提出でき ます。それを市議会が受け付けて、審査します。

しぎかい 市議会のしくみ

ていれいかい りんじかい 【定例会と臨時会】

うるま市議会は年に4回
(2月・6月・9月・12
月)会議が開かれ、これを
『定例会』といいます。
また、緊急なことがおこったとき
などにも会議が開かれることが
あり、これを『臨時会』といいま
す。

ほんかいぎ 【本会議】

ぎいんぜんいん あつ はな あ
議員全員が集まって、話し合い
ものごとをきめる会議です。
ここで市民のために市役所がどん
な仕事をするのが決まります。

いっぽんしつもん 【一般質問】

ほんかいぎ なか しやくしょ しごと
本会議の中で、市役所のお仕事
全体について、質問することができ
ます。

いいんかい 【委員会】

しぎかいには はな あ
市議会には話し合わなけれ
ばならないことがたくさんあるの
で、本会議だけでは人数が多
くて詳しく話し合うことができま
せん。
そこで、何人かの議員でグル
ープを作り、それぞれに分けて
専門的に話し合いをします。
このグループを委員会といいま
す。

しぎかい そしきず
うるま市議会の組織図

ぎ ちよう
議 長

ふくぎちよう
副議長

ほん かい ぎ
本 会 議

協
議
等
の
場
ば

ぜんいんきぎかい
全員協議会
せいふくくいんちようかいぎ
正副委員長会議
かいほだいひようしやかいぎ
会派代表者会議

ぎ
かい
うん
えい
いん
かい
議
会
運
営
委
員
会

じょうにんいんかい
常任委員会

そうむいんかい
総務委員会

けんせついんかい
建設委員会

きよういくふくしいんかい
教育福祉委員会

しみんけいざいいんかい
市民経済委員会

とくべついんかい
特別委員会

きちたいさくとくべついんかい
基地対策特別委員会

ぎかいこうほうとくべついんかい
議会広報特別委員会

ぎかいじむきよく
議会事務局

じむきよくちよう
事務局長

ぎ
かい
そう
むか
議
会
総
務
課

ぎ
じ
か
議
事
課



ほんかいぎの様子
はインターネットで
生中継や録画が観れるよ

よさん じょうれい
予算や条例など市の
しごと
仕事が決まるまでの
なが
流れを見てみよう!



ほんかいぎ
本会議

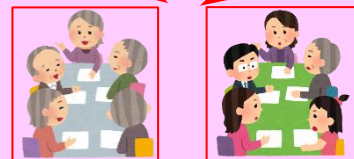
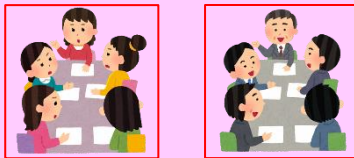
1. 開会
かいかい
ていれいかい
定例会を始めます。

2. 議案の
せつめい
説明
ていあん
提案された市に必要なこと
(議案)を、提案した人が
しぎかい
市議会に説明します。

3. 質疑
しつぎ
議員は議案の内容につ
いて、疑問に思うことや
わからないことがあれば
りかい
理解を深めるために市長
に質問します。
市長は、議員に聴かれた
ことについて、分かるよ
うに
説明(答弁)します。

いんかい
委員会

4. 委員会
いんかい
議案を4つのグループ
(委員会)に分けて、それぞ
れに付託
いんかい
れの委員会で専門的に話
あ
合います。



ぎ
あん
議
案

ほんかいぎ
本会議

5. 委員長
いんちよう
報告
いんかい
委員会で話し合ったことを、
いんちよう
委員長が報告します。

6. 質疑
しつぎ
委員長の報告内容につ
いて、わからないことがあれば
質問します。委員長は分
かるように説明します。

7. 討論
とうろん
議案に賛成か反対か、また
その理由など意見を述べま
す。

8. 採決
さいけつ
市議会として議案に賛成
か、反対かを決めます。

9. 閉会
へいかい
定例会を終わります。

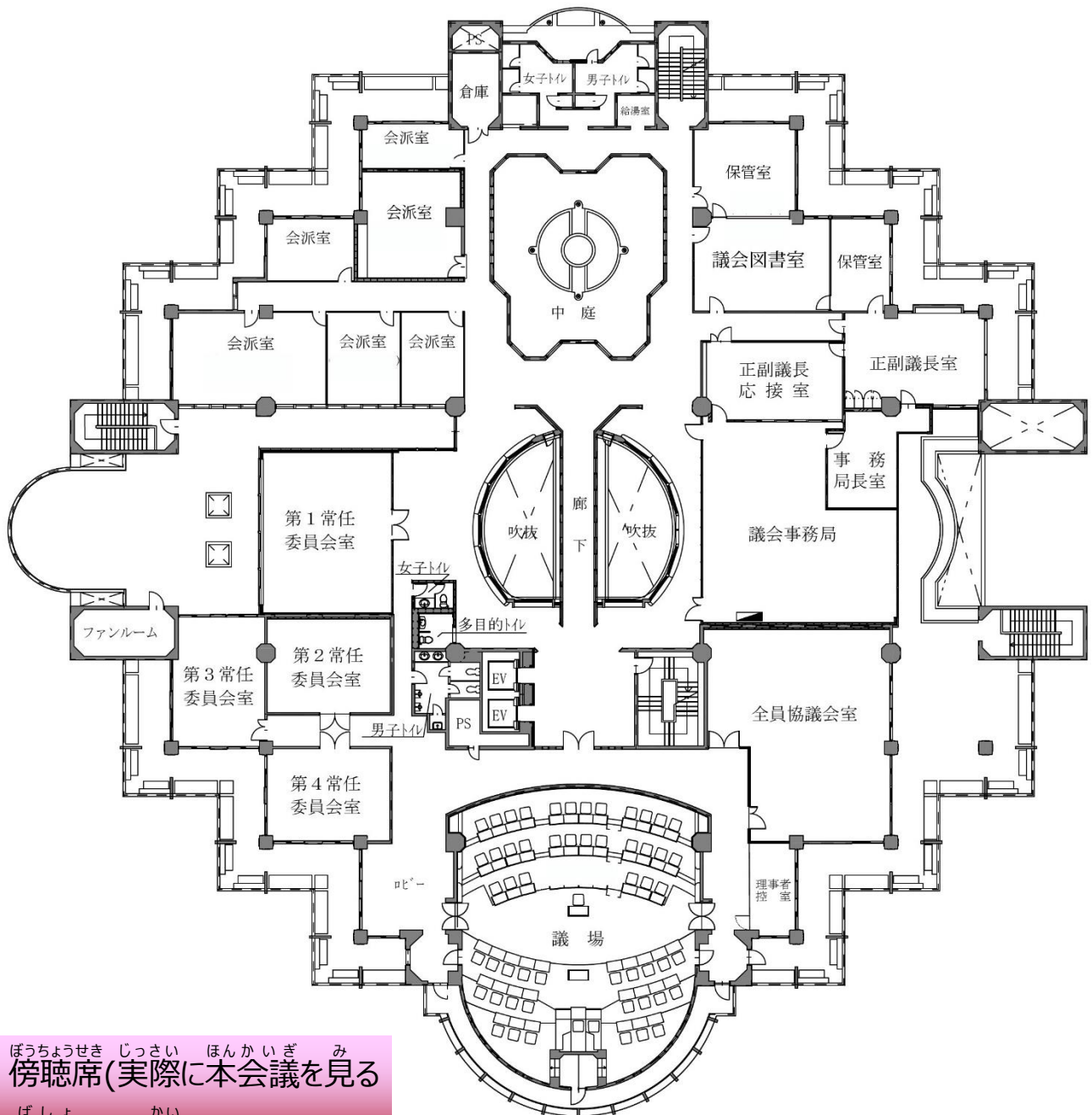
はな あ どこで話し合いしているの？

うるま市議会の会議は、うるま市役所(西棟)の4階で行われています。

本会議や委員会など各会議を行うところや、議員が調査研究をするためのお

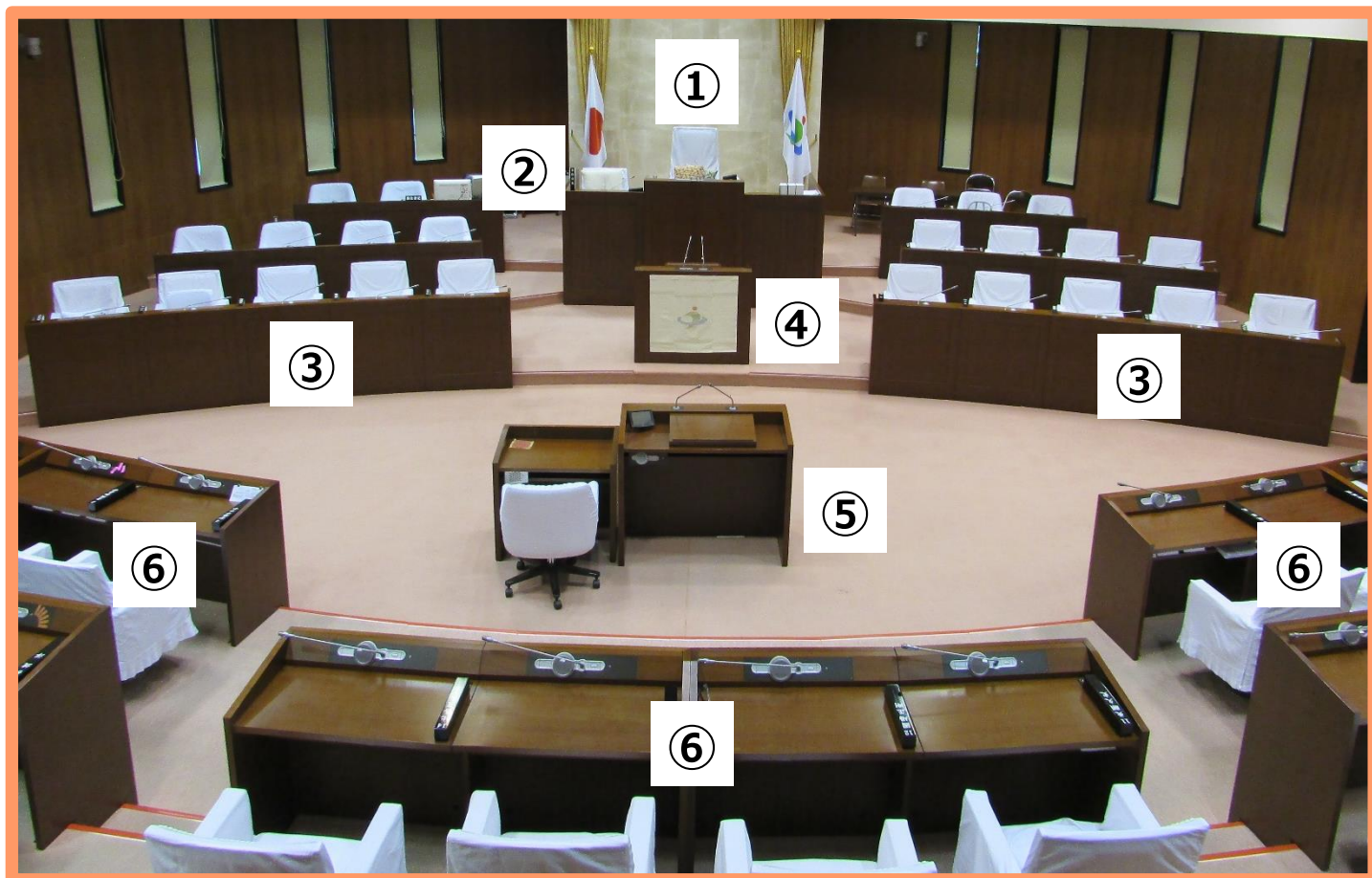
部屋や議会事務局、議会図書室もあります。

うるま市役所(西棟)4階



ぼうちょうせき じっさい ほんかいぎ み
傍聴席(実際に本会議を見る
ばしよ かい
場所)は5階にあります。

ほんかいぎ
本会議をするところです。



ぎちようせき
① 議長席

ぎちよう かいぎ しんこう ぎじょう ちつじょ まも
議長は会議を進行し、議場の秩序を守ります。

ぎかいじむきょくせき
② 議会事務局席

ぎかいじむきょく しよくいん かいぎ きろく おんきょうそうさ し むきょくちよう ぎちよう となり すわ
議会事務局の職員は、会議の記録や音響操作などを行います。事務局長は議長の隣に座り
しんこう ほ さ
進行を補佐します。

しつこうぶせき
③ 執行部席

しちよう ふくしちよう きょういくちよう かくぶちよう すわ
市長・副市長・教育長・各部長などが座るところです。

とうべんせき
④ 答弁席

しちよう かくいいんかい いいんちよう ぎいん たい せつめい
市長や各委員会の委員長などが議員に対して説明などをするところです。

しつもんせき
⑤ 質問席

ぎいん しつもん
議員が質問をするところです。

ぎいんせき
⑥ 議員席

かくぎいん すわ
各議員が座るところです。



いいんかいしつ 委員会室

いいんかい じょうにんいいんかい せっち
委員会を^{する}ところ。常任委員会ごとに設置
されており、^{おな}同じような^{へや}部屋が4つあります。



ぜんいんきょうぎかいしつ 全員協議会室

ぜんいんきょうぎかい ぎいん あつ
全員協議会を^{する}ところ。議員みんなが^{あつ}集ま
って、議会の機能が^{はつき}発揮できる^{はな}よう話し合^あいをし
ます。



ぎかいとしょしつ 議会図書室

ぎいん ちょうさけんきゅう やくだ ちほうじち
議員が調査研究に^{やくだ}役立つ^{ちほうじち}ために地方自治
法で設置が義務づけられています。



ほうちようせき かい 傍聴席 (5階)

ほうちようせき ほんかいぎ ようす み き
傍聴席では本会議の様子を見たり聞いたり
することができます。小学生以下は、議長の許
か ひつよう いっぱんせき せき ほうどうかんけいしゃせき せき
可が必要です。(一般席42席、報道関係者席6席、
くるまいすししようしゃせき せき
車椅子使用者席1席)